

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

- ・ インボイス制度の概要を説明します。
- ・ 制度説明会終了後にスマートフォンからの登録申請手続の説明を実施します（個人事業者のみ）。希望される個人事業者の方は、スマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。

2 説明会の日程

① インボイス制度の概要

開催日時		定員	申込期限
令和4年4月5日（火）	10：00～11：00	15名	4月1日（金）
令和4年4月22日（金）	15：00～16：00	15名	4月19日（火）
令和4年5月10日（火）	15：00～16：00	15名	5月2日（月）
令和4年5月27日（金）	10：00～11：00	15名	5月24日（火）
令和4年6月14日（火）	10：00～11：00	15名	6月10日（金）
令和4年6月24日（金）	15：00～16：00	15名	6月21日（火）

② 消費税の仕組みとインボイス制度（消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ）

開催日時		定員	申込期限
令和4年4月5日（火）	15：00～16：00	15名	4月1日（金）
令和4年4月22日（金）	10：00～11：00	15名	4月19日（火）
令和4年5月10日（火）	10：00～11：00	15名	5月2日（月）
令和4年5月27日（金）	15：00～16：00	15名	5月24日（火）
令和4年6月14日（火）	15：00～16：00	15名	6月10日（金）
令和4年6月24日（金）	10：00～11：00	15名	6月21日（火）

【開催場所】千葉西税務署 3階会議室
千葉市花見川区武石町1-520

【連絡先】千葉西税務署 法人課税第1部門
☎ 043-274-2111（代表）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、**自動音声案内**にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）「消費税インボイス制度特設サイト」
の各種情報をご覧ください。

『オンライン説明会』の動画も掲載しています。【YouTube 国税庁動画チャンネル】

下のコードからサイトへ



重要

適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

国税庁適格請求書
発行事業者公表サイト



1

○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。

- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

さらに詳しくお知りになりたい方へ

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス
制度特設サイト

